

2026年3月16日

お客さま各位

四国労働金庫

口座を開設されるお客さまへのお願い

四国労働金庫では、当金庫で開設いただいた預金口座が特殊詐欺等の犯罪行為などで、不正に利用されることを未然に防止するため、口座を開設されるお客さまに以下の事項をお願いしております。

お客さまにはご不便・お手数をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 預金口座のご利用目的をお伺いしています。

口座を開設する際に、開設する口座のご利用目的をお伺いしています。

ご利用目的によっては、口座開設をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、お伺いしたご利用目的に関連する書類等のご提示をお願いする場合があります。

2. 口座開設は、ご自宅またはお勤め先の最寄り店舗でお申し込みください。

口座の開設は、ご自宅やお勤め先に近い店舗でお申し込みください。それ以外の店舗で口座開設を希望される場合、原則として開設をお断りします。ただし、お客さまが所属されている当金庫会員労働組合等との取り決めによる場合はこの限りではありません。

3. ご本人確認のため、写真付きの公的書類をご提示ください。

ご本人であることを確認させていただくため、運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券（パスポート）等の写真付きの書類をご提示ください。

写真付きの書類をお持ちでない場合は、別途、公共料金領収書等の書類をご提示いただくなど、当金庫が必要と判断する方法により、ご本人確認を行います。本人確認が行えない場合は口座の開設をお断りします。

4. 複数の普通預金口座は開設できません。

普通預金口座は一人につき1口座のみのご契約とさせていただきます。すでに当金庫において普通預金口座をお持ちの場合は、そちらの口座をご利用ください。

5. 他人に利用させるための口座開設や口座の譲渡は禁止されています。

利用規定および「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、他人による口座利用や口座の譲渡は禁止されています。他人による口座の利用や口座の譲渡（有償・無償を問わず）を目的とした口座開設はお断りさせていただきます。他人に利用させるために口座開設をすることは、刑事罰の対象となる場合があります。

また、口座開設後に預金規定に違反する場合には、口座の利用を停止させていただく場合や、解約をさせていただく場合があります。

6. 口座開設をお断りする場合がございます。

総合的な判断により、口座開設をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

以 上